

# 仕 様 書

1 この仕様書は、（ゼロ市債）令和８年度道路維持管理パトロール業務委託（３工区）に適用する。

## 2 業務実施の範囲

- （１）発注者が管理する市道（法定外公共物である道路を含むものとし、位置図に示す区域内に限る。以下単に「道路」という。）
- （２）（１）にかかわらず、５（２）、（４）及び（５）に規定する緊急業務については、その緊急業務の発生場所が別紙に示す区域外であっても、発注者が特に指示した場合は、対象路線とする。
- （３）本業務の範囲については、本市職員が現場対応を行う作業を業務委託するものであり、原則、重機使用等を伴う土木・舗装業者に発注するような工事を除き、人力作業全般をその業務対象とする。

## 3 作業日及び作業時間

次に定めるとおりとする。ただし、契約締結日から令和８年３月３１日までは、車両改造等の準備期間とし、業務着手は令和８年４月１日以降とする。また、５（２）、（４）及び（５）に規定する緊急業務については、この限りではない。

- （１）履行期間中の月曜日から金曜日まで（次に掲げる日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで（受注者が指定する１時間は原則として作業を要しない。）
  - ア 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
  - イ １２月２９日から翌年の１月３日まで
- （２）（１）ア、イに掲げる日及び履行期間中の土曜日、日曜日においては、（ゼロ市債）道路維持管理パトロール業務委託１工区から３工区のうち、いずれかの工区の受注者が作業を行うものとする。
- （３）（２）により、作業を行った場合は、履行期間中の（１）の日に振り替えることができる。
- （４）（３）による振替日は、道路維持管理パトロール業務委託の他工区と重複しないように受注者間で調整するものとする。

4 発注者は、受注者が３（１）及び（２）に掲げる作業日及び作業時間外に、発注者の指示により緊急業務に従事した場合において、業務委託料を変更すべきと認められるときは、受注者と協議し、業務委託料を変更するものとする。また、作業時間外に作業した場合

は、LoGo フォーム（パトロール業務（日報））の入力により発注者に作業時間等の実績報告を行うものとする。

## 5 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

- （１） 道路パトロール（道路（歩車道）パトロール点検マニュアルに従って確認し、支障があると認められる場合に必要な措置を講じることをいう。以下同じ。）
- （２） 緊急を要する道路上の落下物等の除去及び除去後の清掃（動物の糞の撤去、死骸の移動等を含む。）
- （３） 道路パトロールで発見した、道路の機能上支障があり、緊急を要する箇所の応急的な修繕等（例示すれば、次のとおりである。）
  - ア 陥没箇所等の応急的な修繕（常温混合材の充填等）
  - イ 応急的な修繕等で対応ができない場合の安全施設の設置等
  - ウ 本格的な修繕に向けての状況把握及びその連絡並びに発注者との協議
  - エ 凍結防止剤の配置、回収及び散布
  - オ 道路照明灯等に異常がみられる場合の連絡
  - カ 草木等による道路の通行支障等がある場合の草刈り
  - キ 業務時間外の動物死骸処理
- （４） 発注者から緊急対応の要請があった場合は、その指示する事項
- （５） 災害時等における緊急対応（通行止め等）
- （６） 前各号に掲げる業務に伴う発注者への報告

## 6 発注者への報告

受注者はパトロール中に発見した道路の異常箇所や、修繕箇所を自身の所有する携帯電話（スマートフォン）で撮影し、LoGo フォーム（パトロール業務（現場対応報告））の入力により報告を行うものとする。

## 7 道路パトロールに当たっては、道路交通法及び関連する関係諸法規を遵守し、業務を行うものとする。

なお、異常気象等により業務遂行が不可能と思われるときは、その判断を調査職員に委ね、その指示に従うこと。

## 8 車両の改造

- （１） 道路パトロール業務に使用する車両は、県公安委員会から道路交通法施行令第 14 条の 2 第 2 号に規定する道路作業維持作業自動車の指定を受けること。  
車両の仕様は、車体の両側面及び側面の幅 15 c m の帯状かつ水平の部分を白色に、車体のその他の部分を黄色に、それぞれ塗装したものとする（道路交通法施行規則第 6 条の 2）。

- (2) 発注者は、(1)に掲げる車両改造について出来形を確認することとする。なお、受注者が既に改造済の車両を保有している場合は、業務委託料を減額変更するものとする。

## 9 車両の運転記録

- (1) 道路パトロール業務に使用する車両は、ドライブレコーダを搭載したものとする。
- (2) ドライブレコーダは、運転状況や位置情報を常時記録し、記録データは外部保存ができるものとする。
- (3) 受注者は、車両の運転記録について、発注者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

- 10 道路パトロール業務に当たり、受注者は、別に定める身分証明書発行申請書(様式1)を提出し、業務を行うパトロール員の身分証明書(様式2)の発行を受けなければならない。なお、パトロール員は、身分証明書を携帯し、業務に当たらなければならない。

- 11 受注者は、パトロール員2名を主担当として選任し、この2名がパトロールを行うことを原則とする。

- 12 受注者は、調査職員からの要求があった際、当日のパトロール業務に先立ち、経路、重点事項等について、調査職員と打合せするものとする。

- 13 道路パトロール中に路面の損傷等を発見したときは、応急的な修繕をするものとする。ただし、施工が困難と判断される場合は、安全施設の設置等を行い、その旨を遅滞なく調査職員に報告し、その指示を受けるものとする。

- 14 維持作業に当たっては、2名以上の作業員が従事し、作業車両に黄色回転灯を点灯するとともに一般通行車両及び歩行者に対し、維持作業であることを十分に確認できるようにし、作業中の事故防止と円滑な交通確保に努めなければならない。

- 15 常温混合材における補修は、破損箇所に充填し、転圧するものとする。

- 16 受注者は、パトロール日報の提出方法として、パトロール終了時に毎回 LoGo フォーム(パトロール業務(日報))の入力により報告するものとする。また、不足している補修資材等の報告も併せて行うものとし、その他、業務に関する協議・調整を定期的を実施するものとする。

- 17 受注者は、受注した区域内の全路線のパトロールを半期に1回以上かつ年に2回以上、巡回できるよう努めるものとする。

18 委託業務に必要な常温混合材等は、支給するものとする。なお、資材等の使用数については、LoGo フォーム（パトロール業務（日報））に入力すること。

19 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。なお、（５）以外は法定事項である。

- （１） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- （２） 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- （４） 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- （５） 本業務の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（２省協定労務単価）に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- （６） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- （７） （１）から（６）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

20 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## 21 内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方

法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。